

危険物施設の風水害対策



近年、台風や大雨等の激甚化により、危険物施設に被害が発生しています。災害に備えた、風水害対策実施計画を作成しましょう。

実施計画作成4つのステップ

1

リスクの確認

⇒ハザードマップにより
災害リスクを確認



四日市市

朝日町

川越町

2

対策の検討

⇒消防庁公表の風水害対策ガイドラインを
参考に応急対策等を検討

対策の柱

- 平時からの事前の備え
- 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策
- 天候回復後の点検・復旧



風水害対策ガイドライン

3

計画の作成

⇒風水害対策の実施計画として定め
予防規程や社内規定等に追加



風水害対策の実施計画(例)

4

訓練の実施

⇒風水害を想定した教育訓練を実施し
実態に即した計画となるよう隨時見直し



実施計画作成後の手続き

令和6年3月31日までに手続きをお願いします。

実施計画作成

予防規程作成

あり

予防規程
追加

消防本部へ
変更認可申請

法令により予防規程の作成義務の対象施設が指定されています。

なし

社内規定等
追加

査察等の機会
に情報提供



風水害対策実施計画は、予防規程に定めることとされている「災害その他の非常の場合に取るべき措置」等に該当するため、予防規程の関連文書とする必要があります。

お問い合わせ 四日市市消防本部 予防保安課 TEL:059-356-2009

中消防署 059-356-2012 中央分署 059-325-4717 西分署 059-326-2583

北消防署 059-365-5325 北部分署 059-361-1119 朝日川越分署 059-377-4945

南消防署 059-345-0530 南部分署 059-349-5119